参考様式（第７条関係）

請求日　　年　　月　　日

近江八幡市長　宛

施設等利用費請求書

私は、子ども子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の請求に当たり、次の事項に同意します。

1　申請者と認定子どもが、近江八幡市内に居住していることを近江八幡市が住民基本台帳で確認すること。
2　実際に利用していることを近江八幡市が対象施設又は事業者に確認すること。
3　利用料の支払い状況を近江八幡市が対象施設又は事業者に確認すること。
4　認定子どもの保護者（家計の主宰者が保護者でない場合は家計の主宰者）の課税状況を近江八幡市が確認すること。

1　施設等利用給付認定保護者（請求者）

ﾌﾘｶﾞﾅ		認定子どもとの続柄		生年月日	年　月　日
氏名				TEL	
住所	近江八幡市				

2　振込先を記入してください。

ゆうちょ銀行以外	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合						支店名	支店 出張所									
	預金種目	□　普通　□　当座						口座番号										
ゆうちょ銀行	通帳記号	1				0		通帳番号										1
口座名義(ｶﾀｶﾅ)																		

※　口座名義人は請求者と同一の方としてください。

3　認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

ﾌﾘｶﾞﾅ		今回請求する該当月の期間の住所の状況
氏名		□現住所のとおり □転入した（　　年　月　日） □転出した（　　年　月　日）
認定番号		
生年月日	年　月　日	

4　利用している施設（事業）について

施設・事業名		所在地 ※市外の場合のみ	TEL：

5　請求の対象期間を記入してください。

R8 年度　　月　～　　月分

6　利用費の支払額の合計額及び請求額の合計額を記入してください。

特定子ども・子育て支援に要した支払額合計	円	請求額合計	円

（別紙）

明細書

認定こども氏名	

1　利用している施設・事業について

□ 幼稚園又は認定こども園（短時部）の預かり保育事業
□ 認可外保育施設
□ 一時預かり事業
□ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
□ 新制度未移行幼稚園

※　幼稚園、認定こども園（短時部）に在籍している場合、預かり保育事業以外の利用費の給付を受けることができる場合は、預かり保育事業が未実施の場合又は教育時間を含む平日の保育提供時間数が 8 時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が 200 日未満の場合のみです。

2　利用費の請求額の内訳を記入してください。

R8 年度	預かり保育事業に支払った月額利用料(a)	預かり保育利用日数×450 円(b)	預かり保育利用日数×490 円(b)	預かり保育事業以外に支払った月額利用料(c)	(a)と(b)を比較して小さい方＋(c)…(d)	月額上限額(e)	請求額(d)と(e)を比較して小さい方
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
１０月							
１１月							
１２月							
1月							
2月							
3月							
合計							

※　上記で記入した利用料を支払ったことを証明する書類（領収書及び特定子ども・子育て支援提供証書）を添付してください。また、ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ（子育て援助活動支援事業）を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※　利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該機関の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（小数点以下は切り捨て）

※　月額上限額について
令和 8 年 9 月以前：幼稚園又は認定こども園（短時部）在籍児童は 11,300 円（預かり保育は 450 円×利用日数）。幼稚園、保育所等に在籍していない 3～5 歳児は 37,000 円、0～2 歳児は 42,000 円。
令和 8 年 10 月以降：幼稚園又は認定こども園（短時部）在籍児童は 12,300 円（預かり保育は 490 円×利用日数）。幼稚園、保育所等に在籍していない 3～5 歳児は 40,300 円、0～2 歳児は 45,700 円。

※　月途中で認定開始される場合は、月額限度額はその月の近江八幡市での認定期間÷その月の日数となります。